

平成 29 年度 運輸安全マネジメントの取組み

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

人命輸送という重責を認識するとともに、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全最優先の原則と、関係法令遵守の徹底を図る。

行動規範

1. 私たちは、事業活動を通じて地域社会の一員として、社会貢献活動に努めます。
2. 私たちは、人命輸送という重責を認識し、安全輸送を最優先とし、事故防止に万全を期し、お客様の立場に沿った商品、サービスの提供をいたします。
3. 私たちは、お互いに尊重しあい、法令及び社内規則を遵守し、健全かつ安全な職場環境作りを目指します。

安全方針

私たちは、乗合バス事業及び観光バス事業を通じて、行動規範の実現に向けて安全最優先の風土を確立することにより、関係する法規制に準拠した安全輸送態勢を継続的に改善し、社会の模範となる事業者を目指します。

また、法規制の遵守と安全最優先の原則を全従業員が周知し、事業活動を通じて社会的責任を遂行するとともに、社会貢献に向けた活動を推進いたします。

品質方針

私たちは、公共交通事業者として地域社会の発展に貢献し、お客様の視点に立った行動を通じて、お客様に信頼され、快適かつ安全

なサービスの提供を行います。

また、人命輸送という社会的責任を遂行するため、適正かつ適法な事業活動と倫理を重視し、全社員をもって、方針達成に向けた活動を推進いたします。

2. 輸送の安全に関する状況及び当該目標

「平成 28 年度状況」

- * 自責人身事故 1 件
- * 自責物損事故 36 件
- * 重大事故
(自動車事故報告規則第 2 条に定義される事故)
. 0 件

「平成 29 年度年間数値目標」

- * 自責人身事故 1 件
- * 自責物損事故 . . . 13 件以内 (平成 28 年度目標 13 件)
- * 重大事故
(自動車事故報告規則第 2 条に定義される事故)
. 0 件

◎ 長期的には、全項目の根絶を目標とする。

3. 情報公開等に関する事項

事故発生後における再発防止策等、行政処分後の輸送の安全の確保のために講じた改善状況について、国土交通大臣に報告した場合は速やかに公開いたします。